

## 第4章. 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

本章では、本市における津波防災地域づくり上の課題を踏まえ、関連計画で示される目指すべきまちの姿と整合を図った津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針を示します。

### 第1節. 津波防災地域づくり推進の基本的な方針

#### (1) 本市の基本方針

##### みんなでつくろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI

第6次湖西市総合計画では『ひと・自然・業（わざ）がつながり 未来へ続く わがまち KOSAI』の基本理念のもと、加速的に進む人口減少・少子高齢化を克服し、市の持続的な発展につながるまちづくりを進めることを目指しています。その一環として、2040年の理想の姿「KOSAI 2040」の一つとして「安心して暮らすことができるまち」を掲げ、まちづくりを自分ごととして考え、防災・防犯を意識した安全・安心なわがまちを実現する考え方方が示されています。

湖西市国土強靭化地域計画では、『防災・減災と地域成長を両立させる国土強靭化の趣旨を踏まえ、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる国土を創造する、「強さとしなやかさを持った安全・安心なまちづくり計画』』が基本理念として示されています。この基本理念のもと、「人命の保護が最大限図られること」、「地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、「市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」が基本目標として設定されています。

湖西市都市計画マスタートップランにおいては、『「産業活力」と「職住近接」により持続可能な発展を目指す都市湖西』を将来都市像として定めています。防災に関する基本理念として、「災害の最小化と迅速な復興による安心して暮らせる都市の構築」が示されており、あらゆる自然災害に対し、市民の生命・財産を守るために、ハード・ソフト両面での防災・減災対策を積極的に進め、安全で安心に暮らし続けることのできる都市を構築するとともに、並行して事前に被災後の早期復旧や復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を図ることが示されています。

一方で、静岡県第4次地震被害想定では、最大クラスの地震・津波（レベル2）が発生した場合、沿岸部を中心に甚大な被害が想定されており、今後の市の発展を目指す上で、湖西市・市民・事業者等が一丸となって、事前の避難支援による市民の安全と、早期復旧・復興事業による地域の未来（次世代、産業、文化、観光）を守るための対策を推進していく必要があります。

これらを踏まえ、「みんなでつくろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI」を推進計画の基本方針としています。

## (2) 取組方針

第3章で示す本市における津波防災地域づくりの課題の解消と、基本方針である「みんなでつくろう　いのちを守り　地域の未来をつなぐまち　KOSAI」の実現に向けて、5つの取組方針を設定します。

取組方針に基づく各種の取組については、市がこれまでに実施してきた取組を継続するだけでなく、基本方針の着実な実現に向けて、各取組のレベルアップを図ります。これにより、推進計画が地域の安全度向上に寄与するものとなるよう努めます。

### 取組方針①：津波から逃げるための環境・体制づくり

#### 目標

津波からの逃げ遅れゼロを目指す

#### 【主な実施内容】

津波は発生から到達までの時間が短く、「早く気づく」「すぐに逃げる」「安全に逃げ切る」ことが命を守るポイントとなります。そのためには、住民一人一人の意識だけでなく、逃げやすい環境（ハード）と、逃げるための体制（ソフト）の両面が整っていることが重要です。湖西市では、津波避難タワーや命山等の整備により、津波避難施設空白域は令和3年度に解消されていますが、今後は確実に津波から逃げられる環境と体制の整備、特に避難に時間要する要配慮者（高齢者や障がい者等）の避難体制の整備を促進します。

具体的には、以下の取組を進めます。

- ・ 要配慮者の避難特性等を踏まえた津波避難施設等の整備・見直し
- ・ 避難行動要支援者の一人一人の状況に合わせた個別避難計画の作成
- ・ 津波災害警戒区域<sup>※8</sup>内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

さらに、発災後も安全な避難路が確保できるよう、高台や避難場所等につながる避難路の安全確保や危険なブロック塀等の撤去・改善に努めます。また、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、災害時にリスクの高い経路を避けて避難できているかなど、成果が見えるような実効性の高い避難訓練の実施と継続的な検証を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図ります。

※8 「津波災害警戒区域」とは、最大クラスの津波が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備し、いざというときに津波から逃げることができるよう、都道府県知事が指定する区域です。

## 取組方針②：避難後に命をつなぐための環境づくり

### 目標

#### 発災後の関連死ゼロを目指す

#### 【主な実施内容】

災害時に命を守る第一歩は「避難」ですが、避難した後の環境が適切でなければ命を守り続けることはできません。また、過去の災害でも多くの被害が「災害発生直後」ではなく、「避難生活の中」で起きていることから、津波に備える体制の整備・持続化、避難所運営体制の整備や避難生活の健全化、要配慮者の支援体制整備、飲料水・食料等の備蓄徹底を図ります。

具体的には、以下の取組を進めます。

- ・ 避難所となる小・中学校体育館等への空調整備、災害用トイレの確保
- ・ 重度障がい者への支援、福祉避難所等における要配慮者の生活環境の充実
- ・ 3師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）や救護病院等と連携した訓練の実施

さらに、食料・飲料水の備蓄について市民に啓発するとともに、市の緊急物資の備蓄促進や避難所における備蓄スペースの拡充に努めます。あわせて、自主防災組織の防災倉庫更新・新設に係る補助制度の拡充により、各地区における備蓄品の充実を図ります。

## 取組方針③：迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり

### 目標

#### 希望する全ての市民が湖西市で生活再建し、住み続けられるようにする

#### 【主な実施内容】

災害が発生した後、被害を最小化し、地域の生活機能をできる限り早期に回復させるためには、平時からの体制づくりが不可欠です。復旧・復興のスピードは「事前準備の質」で決まるため、広域支援の受入体制強化や被災者生活再建支援体制の確保、災害廃棄物処理体制の構築、復興に向けた事前準備を推進します。

具体的には、以下の取組を進めます。

- ・ 広域受援計画の策定・見直し、災害ボランティア団体との共同訓練の実施
- ・ 被災者生活再建支援システムの導入及び活用の促進
- ・ 災害廃棄物処理に関する対応能力の向上及び仮置場の整備に向けた検討の促進

さらに、地域の迅速な復旧・復興の推進に向けて、事前復興まちづくり計画の策定や地籍調査の促進、事業所における地震防災応急計画の策定、地震保険加入の普及促進を図ります。

## **取組方針④：被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり**

### **目標**

**地震による被害を軽減するとともに、津波から市民の生命・財産を守る**

#### **【主な実施内容】**

地震や津波は「いつ」「どこで」「どれくらいの規模」で発生するかを正確に予測することはできません。災害が発生してから対応するのではなく、被害そのものを小さくする「事前のまちづくり」が重要となるため、住宅・公共建築物等の耐震化の促進や、橋の耐震化の推進、緊急輸送路の整備・補修、災害時における情報収集・連絡体制の強化を図ります。

具体的には、以下の取組を進めます。

- ・ 住宅の耐震化促進、橋・上下水道施設等の耐震化の推進
- ・ 緊急輸送路等の整備・補修、沿道における危険なブロック塀の撤去・改善
- ・ 災害時情報共有システムの活用の促進、被災者支援システムの導入

さらに、令和8年4月に運用開始する消防防災センターの建設に伴う防災拠点等の強化、災害対策本部における災害用テレビ会議システム及び情報用端末等を整備し、情報システム機能の強化を図ります。また、安全で住み続けられるまちを実現するため、立地適正化計画において防災指針を策定します。

なお、レベル2津波に対する防潮堤については、総合的な比較検討により整備は行わず、防潮堤に代わる対策として「津波からの確実な避難」と「早期の復旧・復興」を実現するための取組を推進していきます。

## **取組方針⑤：自助・共助の取組及び意識啓発の促進**

### **目標**

**市民一人一人が自助の意識を持つとともに、誰一人取り残さず地域で逃げる・助け合うための共助の仕組みをつくる**

#### **【主な実施内容】**

災害時における自助と共助の取組を進めることは、災害に強い地域づくりに不可欠な要素です。これらを促進することで、災害時の迅速な対応と被害軽減を実現するため、地域の防災力強化や適切な避難行動の周知徹底、自主防災組織の活性化、要配慮者の避難体制整備、地元企業との連携、各家庭の地震対策に係る取組を推進します。

具体的には、以下の取組を進めます。

- ・ 地域の防災活動を支える人材の育成（地域住民、地域防災指導員）
- ・ 自主防災組織における地区防災計画の作成
- ・ 市民・事業所等の防災意識高揚の促進（出前講座・啓発活動等）

さらに、防災訓練において親子や子どもたちが楽しく参加できる企画や効果的な周知による訓練参加率の向上により、自助・共助の取組を推進します。特に、今後の湖西市を担う人材である小中高生への防災教育に力を入れます。また、避難所運営においては地域との連携が重要であることから、地域住民と避難所の運営手順についての事前検討を行い、災害時の避難所運営体制の強化を図ります。

### (3) 基本方針と取組方針の関係

基本方針と取組方針の概念図を示します。

基本方針である「みんなでつくろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI」の実現に向けて、発災直後に「逃げる」、避難後に「命をつなぐ」、「迅速な復旧・復興を行う」ための取組を進めます（取組方針①～③）。

また、自助・共助の取組の推進により「各取組を支援」とするとともに、地震・津波に強いまちづくりにより「各取組の強化」につなげます（取組方針④～⑤）。

なお、基本方針へ延びる矢印は、時系列で「明るい未来」と「地域の安全」が右肩上がりに達成されていくことを表現しています。また、各取組を時系列で順番に行うということではなく、同時並行で進めていくことを意味しています。

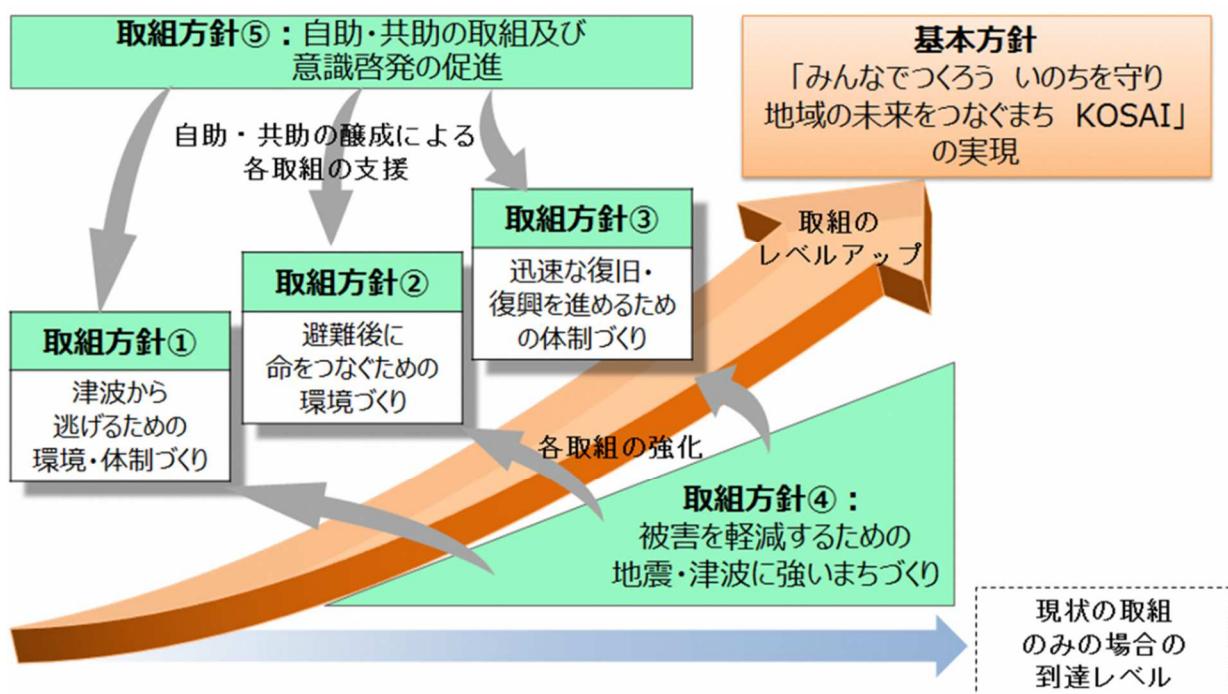


図 4-1 基本方針・取組方針の概念図

## 第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方

本市では、第4章で設定した取組方針に対して、土地利用施策及び警戒避難体制の構築等をはじめとする事業を展開していきます。

本章では、津波防災地域づくり推進の基本的な方針と関連計画との整合性を踏まえ、計画の柱となる土地利用及び警戒避難体制に係る基本的な考え方について示します。

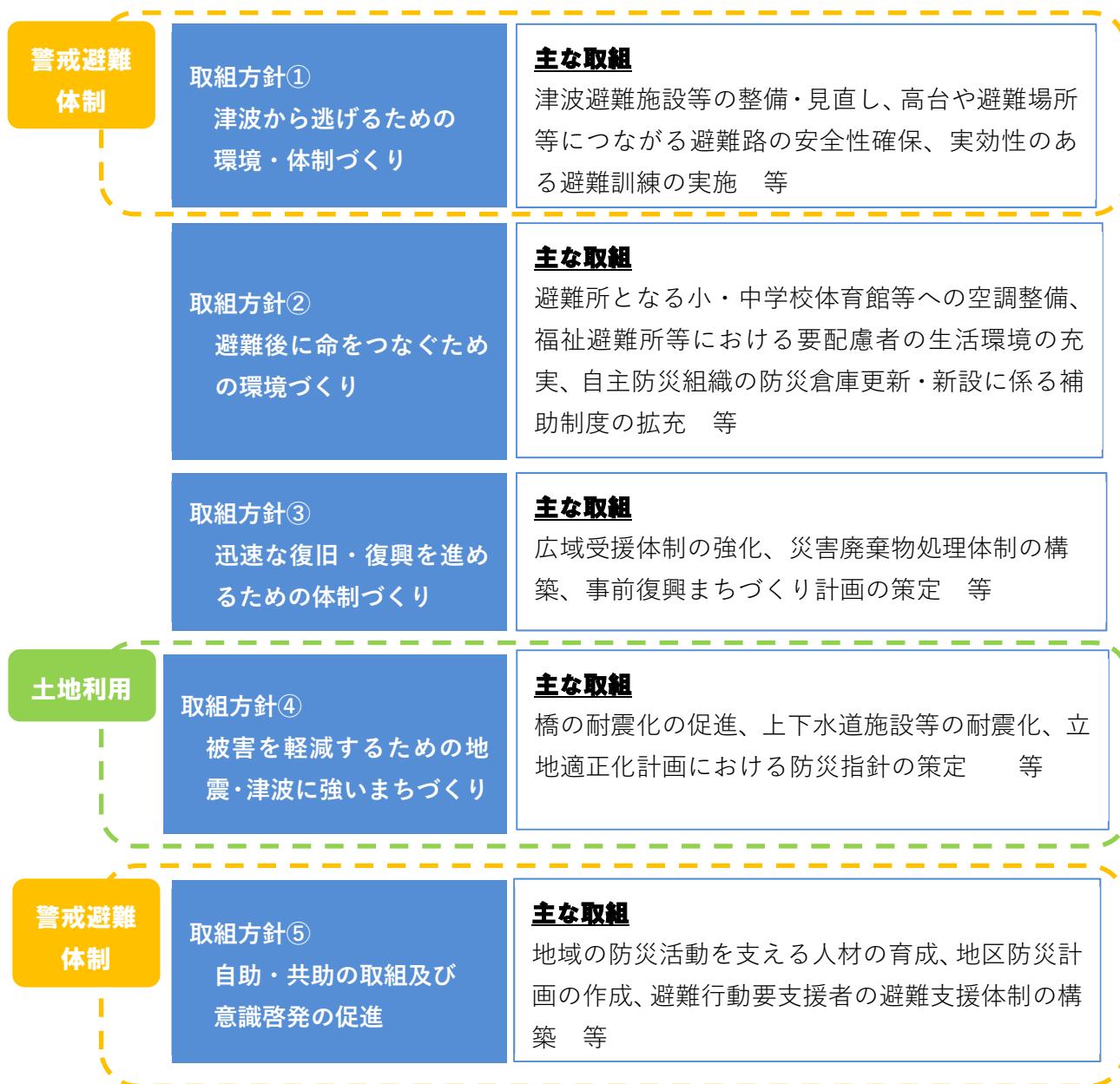


図 5-1 取組方針に対する土地利用と警戒避難体制の位置付け

---

## 第1節 土地利用

本市の津波浸水想定、土地利用の現況、湖西市都市計画マスタープランで示されている土地利用に関する方針を踏まえ、本市の基本方針の実現に向けた土地利用に関する基本的な考え方を以下に示します。

### (1) 湖西市都市計画マスタープラン等での土地利用に関する方針との整合

湖西市都市計画マスタープランは、長期的な見通しをもって総合的・一体的なまちづくりを進めていくため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、目指すべき将来都市像を定めた上で、その実現に向けたまちづくりについての考え方を明らかにするものです。

また、津波防災地域づくり法第10条第4項において、「推進計画は、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれたものでなければならない。」とされています。

湖西市都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本理念と分野別都市づくり方針が示されています（図5-2、図5-3）。

都市づくりの基本理念の一つとして、「災害の最小化と迅速な復興による安心して暮らせる都市の構築」が示され、あらゆる自然災害に対し、市民の生命を守るために防災・減災対策を積極的に進め、安心で安全に暮らし続けることのできる都市を構築する点や、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の早期復旧や復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めていく点が示されています。

また、分野別都市づくり方針においては、市街化区域における土地利用の基本方針として、住宅や商業施設などの新たな供給に当たって居住誘導区域や都市機能誘導区域を優先する点や、都市施設の整備・維持管理については、将来都市構造の実現に向けた新規整備や老朽化に伴う既存施設の更新を、優先度の高いものから順次進めていく点が示されています。

さらに、都市防災の基本方針として、地震・津波による人的・物的被害の軽減を図るため、防災拠点や避難所をはじめとする公共建築物や旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化の促進を図るとともに、津波被害を防止・軽減するため、静岡県第4次地震被害想定に基づくレベル2津波浸水想定区域を中心に、津波から避難するための津波避難ビルの指定、命山や津波避難タワー等の津波避難施設の整備の更なる推進、あわせて迅速かつ安全に避難できる避難経路の適切な配置・整備、津波避難デッキ等を有する津波に強い公共施設への建て替えなど、面的な防御体制を確立する点が示されています。

湖西市立地適正化計画では、今後、医療・福祉・商業等の都市機能や居住を誘導する区域として、鷺津地区・市役所周辺地区と新所原地区が設定されています。また、新居地区については、津波による浸水が広範囲にわたり想定されるため、居住誘導区域に含めないものとされています。

推進計画は、都市計画マスタープランや立地適正化計画で示されている土地利用に関する方針と整合させるとともに、建物の新築や建て替え、浜松湖西豊橋道路等の都市施設の整備などと合わせて、地震・津波の被害を軽減し、市民が安全・安心に暮らせる土地利用に関する施策について長期的に取り組みます。

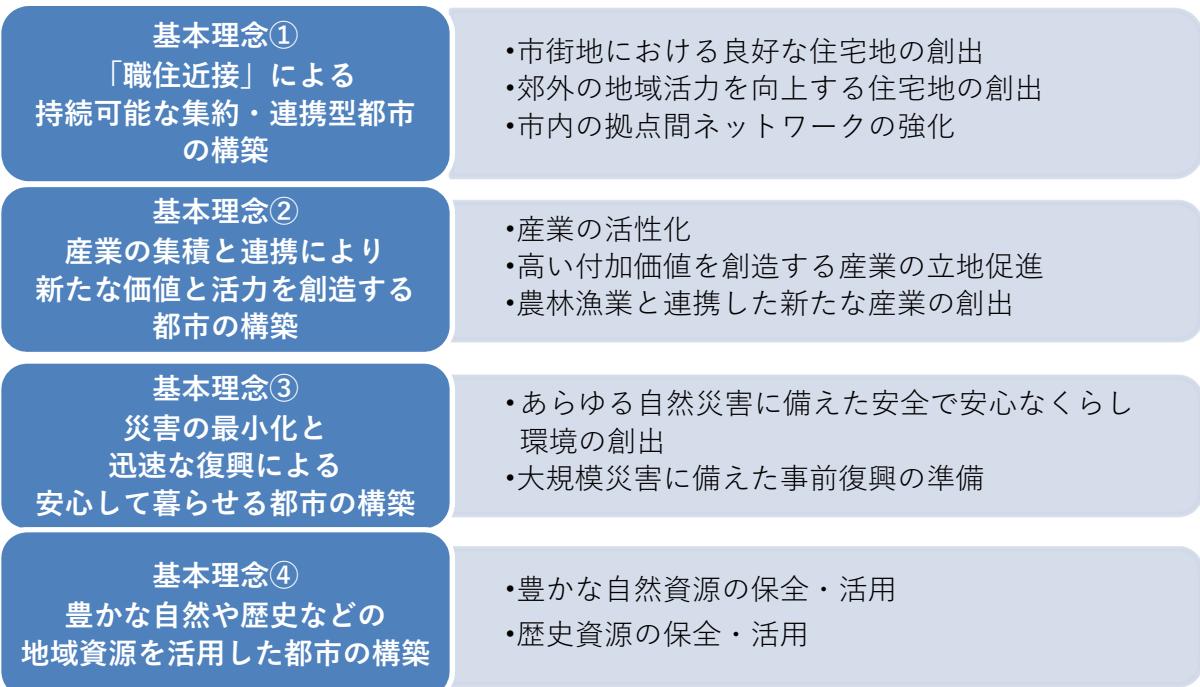


図 5-2 湖西市都市計画マスターplan（令和6年6月改訂版）における都市づくりの基本理念

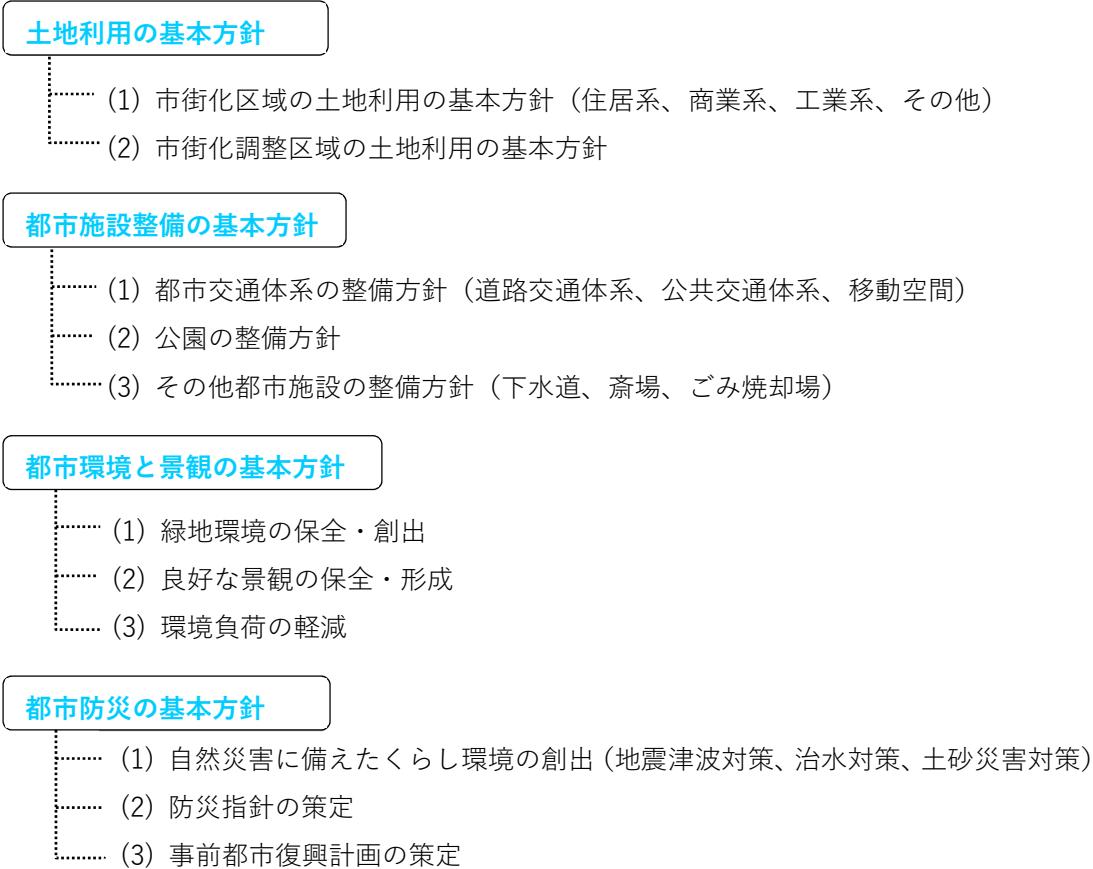


図 5-3 湖西市都市計画マスターplan（令和6年6月改訂版）における分野別都市づくり方針

---

## (2) 地震に強い市街地の形成

土地利用施策として、防災拠点や避難所をはじめとする公共建築物の耐震化促進、避難所までの避難経路の整備及び維持、災害時の迅速かつ円滑な救命・救急・復旧活動を支えるため、浜松湖西豊橋道路をいかした新たなネットワークの構築、防災拠点施設と避難所等をネットワークする幹線道路や橋梁の強靭化、緊急輸送路網と一体となって応急復旧や復旧・復興を支える拠点機能の強化、適切な維持管理、火災の延焼拡大を防止する道路や都市公園等のオープンスペースの整備などに努めます。

## (3) 津波防災施策と土地利用施策の考え方

静岡県第4次地震被害想定に基づくレベル2津波に対して、津波到達時間内に安全な避難ができるように、浸水想定区域を中心とした津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の整備、避難路の整備等を進めるとともに、浸水想定区域内に立地している公共施設については、津波避難デッキ等を有する津波に強い施設への建て替えや、浸水想定区域外への移転などの対策を進めます。

## 第2節 警戒避難体制の整備

最大クラスの地震・津波（レベル2）が発生した際にも、「なんとしても人命を守る」観点から、迅速かつ円滑に避難することができる警戒避難体制の構築を図ります。

具体的には、周辺に避難施設がなく避難が困難な津波避難施設空白域解消後の対策として、地域住民の声を踏まえ、要配慮者の避難特性（歩行速度等）を考慮した津波避難施設の整備の検討、災害時の確実な情報伝達手段の確保、要配慮者を含む地域住民や観光客等の避難誘導体制の確立、避難路の安全性確保のための危険なブロック塀等の撤去・改善の促進、若い世代を含む地域住民が日頃から協力して実効性のある訓練等に取り組むことによる共助の体制づくりなど、ハード・ソフト施策による多重防護体制の確立に向けた対策を推進していきます。

また、津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」の指定が令和5年3月にされたことに伴い、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定や計画に基づく避難訓練の実施等により警戒避難体制の強化に努めています。

### （1）津波避難施設等の整備

津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒步による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、可能な限り短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。

津波避難施設空白域については、命山や津波避難タワーの整備により令和3年度に解消されていますが、特に避難に時間を要する高齢者や障がい者等の要配慮者が確実に避難できる体制を構築するため、成果が見えるような実効性の高い避難訓練等の実施による検証を行うとともに、海方向への避難や避難ルート上の橋の損傷等が不安という地域住民の声も踏まえて、津波避難施設整備の必要性や民間施設の津波避難ビル指定等の活用について検討していきます。

また、高台や避難場所等につながる避難路については、ハザードマップの配布や広報紙、ウェブサイト等で周知に努めるとともに、避難路の安全性確保など避難時間短縮に寄与する取組を推進します。



図 5-4 津波避難施設（命山、津波避難タワー）

## (2) 情報伝達手段の確保

災害時の情報伝達に当たっては、防災行政無線（同報無線）、防災ほっとメール、市公式LINE、テレホンサービス及び緊急速報メールに加えて、X（旧ツイッター）やフェイスブックなどのSNS、市のウェブサイトなど効果的な伝達手段を複合的に活用し、地域住民に迅速かつ確実な情報伝達ができる体制を整備するものとします。特に要配慮者に対しては、早期の避難を促進するため、やさしい日本語や多言語による伝達内容の工夫、避難行動要支援者一人一人の状況に合わせた個別避難計画の作成による近隣住民の支援・協力など、様々な手段で情報伝達が行える体制の構築に努めます。

また、令和8年4月から運用を開始する消防防災センターでは、情報伝達におけるデジタル技術の機能強化、災害対策本部と各対策班との情報共有システムや災害時オペレーションシステムの導入など、災害に強い総合的な情報伝達システムの構築を進めます。



図 5-5 防災行政無線



消防防災センター（令和8年4月運用開始）

## (3) 防災意識の醸成及び訓練の実施

地震・津波から自分自身や家族の命や財産を守る「自助」を防災の基本と考え、市民一人一人が自覚を持ち、避難行動につながるような正確な知識を普及していく必要があります。

防災意識の醸成の面では、自主防災組織を対象とした研修会や地域防災指導員や危機管理課・消防職員による出前講座等を積極的に開催し、地震・津波に関する基礎知識や地区的災害特性の理解応急対策等について啓発活動を行うとともに、避難行動に関する情報や家庭内での地震に対する予防・安全対策などについて普及・啓発を図るものとします。

また、円滑な避難と津波対策の課題等について検証を行うために、要配慮者を含む地域住民や自主防災組織、地元企業などと連携して訓練を実施するとともに、自主防災組織を中心とした地域住民が主体となり、地区の災害特性を反映した地区防災計画の作成を促進します。

さらに、児童・生徒等の若い世代の訓練参加を促進する取組や、津波到達時間内の避難等、成果が見える実効性の高い訓練の企画・検討及び実施に努めます。



図 5-6 女性防災講座、防災訓練

#### (4) 津波災害警戒区域(イエローゾーン)における取組の強化

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、令和5年3月に「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」の県知事指定を受け、基準水位<sup>※9</sup>での津波ハザードマップ作成・周知、社会福祉施設や学校等の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び計画に基づく実効性の高い避難訓練の実施等、地域住民等が津波から安全に避難できるような警戒避難体制の強化に努めます。なお、本市における津波災害警戒区域は、静岡県第4次地震被害想定に基づく最大クラス（レベル2）の津波が発生した場合の浸水想定区域と同様の区域で指定しています。



図 5-7 津波災害警戒区域（イエローゾーン）

出典：静岡県河川企画課

※9 「基準水位」とは、静岡県第4次地震被害想定におけるレベル2津波が発生した場合に想定される最大浸水深に、津波が建築物等に衝突した時に生じるせり上がり高さを加えた水位です。

## (5) 要配慮者や観光客等の避難対策

要配慮者への対策については、避難行動要支援者を対象として、令和4年度から浸水想定区域を中心に一人一人の状況に合わせた個別避難計画の作成を進めています。

また、令和6年度からは個別避難計画作成事業「ひなんさんぽ」を実施しています。避難行動要支援者の自宅から避難場所までの避難経路を自治会や民生委員、サポーター等と一緒に確認する取組です。「ひなんさんぽ」と防災講演や一般市民向けのマイタイムラインの作成を組み合わせることで、避難行動要支援者だけでなく参加した地域住民の防災意識も高まり、地域全体の防災力向上が期待できます。

さらに、一部の地域では要配慮者を把握するための実態調査を実施し、組長が状況確認を行うなどの取組が行われており、これらの取組を他地域にも発信することで、市内全体への展開に努めます。

### <ひなんさんぽ当日のスケジュール>

- 避難行動要支援者の自宅から避難場所までの避難訓練
- 地域防災指導員による防災講話
- 個別避難計画の作成（避難行動要支援者用）
- 私の避難計画、マイタイムラインの作成（一般市民用）

### <実施地区>

- 令和4年度：橋本自治会、西浜名自治会
- 令和5年度：橋本自治会、西浜名自治会
- 令和6年度：入出自治会、岡崎自治会（ひなんさんぽ）
- 令和7年度：新居地区 ※地区内の自治会が対象（ひなんさんぽ）



図 5-8 個別避難計画の作成（ひなんさんぽ）

市外からの観光客等については地元自主防災組織、商工会、観光協会等の関係団体と共同で、避難場所が記載された防災マップの閲覧又は配布をできるように努めます。また、海水浴場などに避難路看板や海拔表示等を計画的に設置し、有事の際には観光客、釣り客等が迷うことなく避難場所へ緊急避難できるように周知します。



図 5-9 避難路看板、海拔表示

## 第6章. 津波防災地域づくり推進のための事業・事務

本章では、本市における津波防災地域づくりの推進のために今後行う事業・事務を整理し、一覧として示します。

なお、推進計画第2版策定時に、防潮堤整備の代替事業として施策案3における事業・事務を拡充（参考資料3・4参照）しています。また、推進計画第1版策定（令和6年3月）から5年後となる令和10年度末に事業・事務の進捗確認を行います。

### 第1節. 事業・事務の整理

第4章で設定した5つの取組方針に基づき、今後していく津波防災地域づくりのための事業・事務を整理します。また、各取組方針と主な事業・事務内容の関係を示します。

表 6-1 事業・事務の体系

取組方針		主な事業・事務の内容
1	津波から逃げるための環境・体制づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 津波避難施設等の整備・見直し</li><li>・ 高台や避難場所等につながる避難路の安全性確保</li><li>・ 実効性のある避難訓練の実施など</li></ul>
2	避難後に命をつなぐための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難所となる小・中学校体育館等への空調整備</li><li>・ 福祉避難所等における要配慮者の生活環境の充実</li><li>・ 自主防災組織の防災倉庫更新・新設に係る補助制度の拡充など</li></ul>
3	迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広域受援体制の強化</li><li>・ 災害廃棄物処理体制の構築</li><li>・ 事前復興まちづくり計画の策定など</li></ul>
4	被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 橋の耐震化の促進</li><li>・ 上下水道施設等の耐震化</li><li>・ 立地適正化計画における防災指針の策定など</li></ul>
5	自助・共助の取組及び意識啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の防災活動を支える人材の育成</li><li>・ 地区防災計画（自主防災組織）の作成</li><li>・ 避難行動要支援者の避難支援体制の構築など</li></ul>

## (1) 事業・事務の期間

推進計画の上位計画である第6次湖西市総合計画は、基本構想の計画期間を令和15年(2033年)までとし、その実践計画を第Ⅰ期(令和3年～令和7年の5年間)、第Ⅱ期(令和8年～令和11年の4年間)、第Ⅲ期(令和12年～令和15年の4年間)に分けて設定しています。

そこで、推進計画における各施策の期間の基準については、湖西市総合計画の実践計画のうち最長期間である「5年間」という期間を参考とし、推進計画第1版の策定を基準として、令和6年度から5年後の令和10年度までに事業完了となる事業・事務を「短期」、それ以降に事業完了となるものを「中長期」として記載します。また、事業が完了しているものを含め、今後継続して実施していくものを「継続実施」とし、今後具体的な時期を定めていくものを「未定」と記載しています。

なお、意見交換会等で出された意見をもとに整理した「地域住民等による主体的な取組」については、既に実施されている取組については「継続実施」とし、それ以外の取組については、明確な期限を定めず「-」と記載しています。

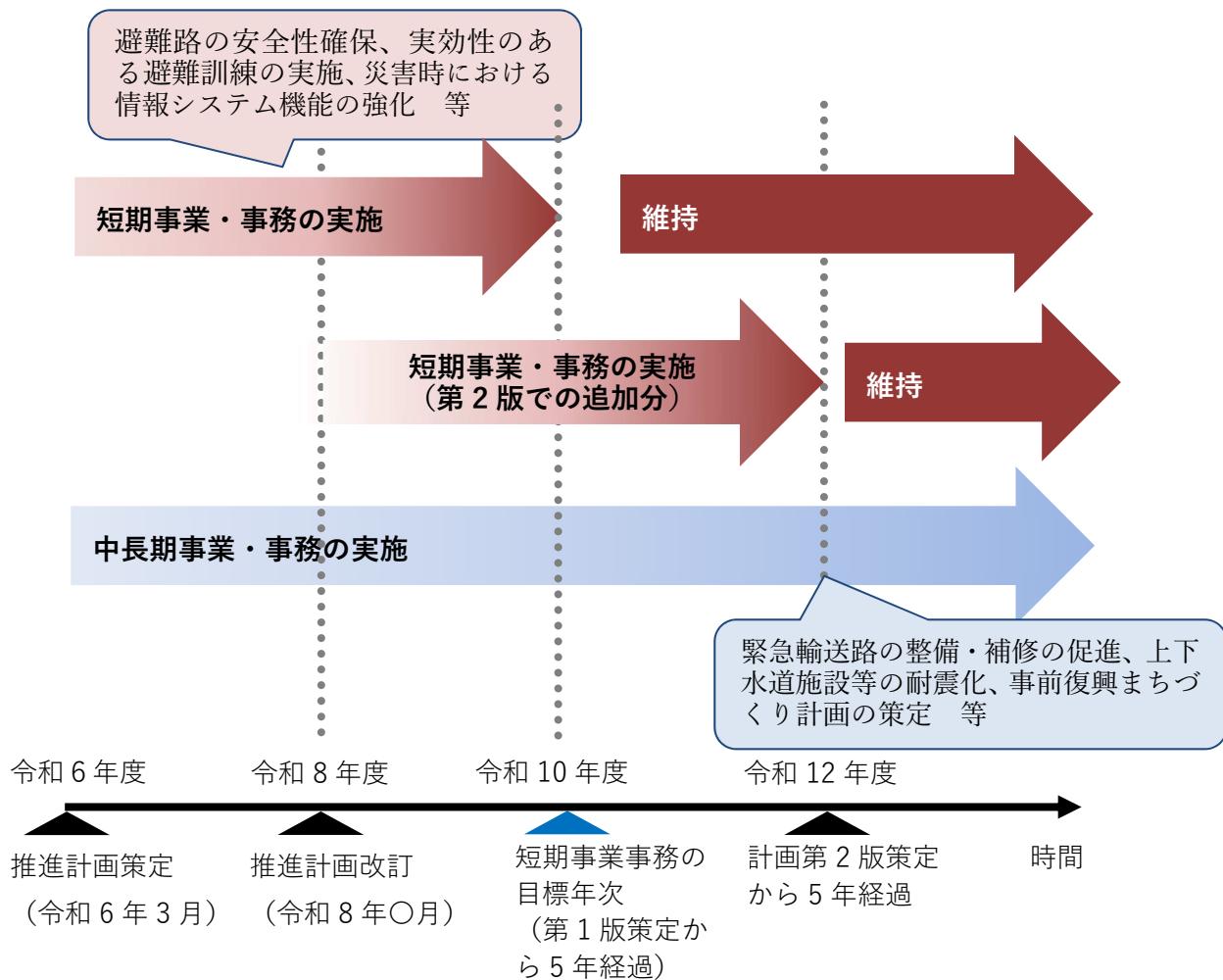


図 6-1 計画期間のイメージ

## (2) 事業・事務リスト

事業・事務を取組内容、担当主体、事業位置、期間の観点で整理しました。担当主体については、湖西市各課・自主防災組織・地域住民・事業者を記載しています。また、事業位置は、「市全域」、「浸水想定区域内」、「各地区（第3章第5節における地域区分）」の区分で整理しています。

### 1) 取組方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり

表 6-2 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）(1/5)

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
津波から逃げる環境の整備				
1	■津波避難訓練の充実・強化 【担当主体】 自主防災組織 地域住民 危機管理課	浸水想定区域内の地区において、津波避難訓練を年に1回（3.11）継続して実施する。	浸水想定区域内	継続実施
2	■津波避難訓練の充実・強化（社会福祉施設） 【担当主体】 地域福祉課 高齢者福祉課 事業者	浸水想定区域内にある障がい福祉施設（5施設）及び高齢者福祉施設（12施設）の災害対応マニュアル見直しと年1回以上の訓練を実施する。	浸水想定区域内	短期
3	■津波避難誘導標識の整備の推進 【担当主体】 危機管理課	津波避難警告標識（広域避難所看板、津波避難常時看板、津波避難路案内看板、津波避難路面シート、避難所標識、避難所誘導看板など）の整備を推進する。	市全域	中長期
4	ハザードマップ（津波・土砂災害）等の整備 【担当主体】 危機管理課	令和5年3月に全戸配布した津波・土砂災害のハザードマップに加え、その他液状化などの災害リスクを一度に確認できる総合ハザードマップ等の作成を検討する。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-3 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）(2/5)

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
5	■●津波避難施設等の整備・見直し 【担当主体】危機管理課	津波避難施設空白域は解消されているが、要配慮者（高齢者や障がい者等）など避難に特に時間を要する方の避難特性（歩行速度等）、海方向への避難や避難ルート上にある橋の損傷等の不安を踏まえ、津波避難施設等（津波避難タワーや命山）の整備の検証や津波避難ビルの指定など民間施設の活用を含めた見直し等を行う。	新居地区 白須賀地区	中長期
6	■●高台や避難場所等につながる避難路の安全性確保 【担当主体】危機管理課 都市政策課 土木課	新居・白須賀地区における高台や避難場所等への主要なアクセス路について、土砂災害対策（浜名特別支援学校につながる避難路等）や橋梁点検（浜名川に架かる橋梁等）等、安全性確保に向けた取組の検討を行う。	新居地区 白須賀地区	中長期
住宅の耐震化等 ※倒壊家屋の下敷き等による逃げ遅れの防止				
7	■住宅の耐震化の促進 ※逃げ遅れ防止 【担当主体】地域住民 建築住宅課	ウェブサイト等で耐震減災化推進事業を案内するなど、住宅の耐震化率向上に努める。	市全域	中長期
8	■家庭内の地震対策の促進（耐震シェルター） ※逃げ遅れ防止 【担当主体】地域住民 建築住宅課	広報紙やウェブサイト等で補助制度の周知を図り、耐震シェルターの設置を促進する。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-4 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）（3/5）

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
9	■家庭内の地震対策の促進（防災ベッド） ※逃げ遅れ防止 【担当主体】 地域住民 建築住宅課	広報紙やウェブサイト等で補助制度の周知を図り、防災ベッドの設置を促進する。	市全域	中長期
要配慮者の避難体制の整備				
10	■避難行動要支援者の避難支援体制の構築 【担当主体】 地域福祉課 危機管理課 自主防災組織 地域住民	災害時に自力で避難することが困難な要配慮者（高齢者や障がい者等）が安全に避難できるよう、一人一人の状況に合わせて作成する個別避難計画の作成を促進する。	市全域	中長期
11	■要配慮者の避難訓練の充実・促進 【担当主体】 地域福祉課 高齢者福祉課 危機管理課 自主防災組織 地域住民	優先度が高い要配慮者（高齢者や障がい者等）の個別避難計画に基づいた避難訓練を年1回実施する。	市全域	中長期
12	要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推進 【担当主体】 事業者 危機管理課	津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設等）において避難確保計画の作成を推進する。	浸水想定区域内	短期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-5 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）(4/5)

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
避難路の整備				
13	<span style="color: red;">■</span> ● 避難路における安全性の確保（危険なブロック塀等の撤去・改善） <span style="color: blue;">●</span> 【担当主体】 地域住民 建築住宅課	高台や避難場所等につながる避難経路上の危険なブロック塀等の撤去・改善を推進する。	市全域	継続実施
要配慮者対策				
14	<span style="color: blue;">●</span> 近隣住民による助け合いの関係づくり <span style="color: blue;">●</span> 【担当主体】 地域住民 自主防災組織	近隣で避難支援等が必要な要配慮者を日頃から把握し、平時の声掛けや訓練を通じたつながりをつくる。	市全域	継続実施
15	<span style="color: blue;">●</span> 自主防災組織等による要配慮者の把握と災害時の避難支援 <span style="color: blue;">●</span> 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	自主防災組織や自治会、隣組等の単位で、地域の要配慮者を把握し、災害時には避難支援を行える体制をつくる。	市全域	継続実施
個人・地域での避難方法の検討				
16	<span style="color: blue;">●</span> 地域の避難ルール・避難手段の検討 <span style="color: blue;">●</span> 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	自治会等で避難する際のルールや手段を事前に検討する。	市全域	継続実施
17	<span style="color: blue;">●</span> 避難先・避難路の検討や夜間・悪天候時の避難対策 <span style="color: blue;">●</span> 【担当主体】 地域住民	自宅や外出先から避難場所までの安全な経路を事前に検討する。また、夜間や雨天時に発災した際の安全な避難方法について検討する。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）(5/5)

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
18	●要配慮者の避難方法の事前検討 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	要配慮者の避難方法・支援について、訓練等を通じて地域で事前に検討する。	市全域	継続実施
避難施設等の平時の活用				
19	●避難施設等の平時の利活用 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	平時から命山や津波避難タワーをイベントや防災訓練などで活用し、発災時にスムーズに避難できるようにする。	新居地区	継続実施
訓練の実施・周知				
20	■●実効性のある避難訓練の実施 【担当主体】 自主防災組織 地域住民 危機管理課	浸水想定区域内の地区においては、津波到達時間内※に避難場所まで逃げられるか、浸水想定区域外の地区においては、災害リスクの低い避難経路を選択できているかなど、成果が見えるような実効性の高い訓練の企画・検討及び実施に努める。 ※地震発生から 24 分で沿岸部の既存堤防・バイパスを越える想定	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

## 2)取組方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり

表 6-7 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）(1/6)

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
津波に備える体制の整備・持続化				
21	津波避難施設の滞在時環境の整備（設備）  【担当主体】 危機管理課	津波避難施設 5 箇所※の雨よけ、風よけ、トイレ等の整備を検討する。  ※避難タワー3 箇所、命山 2 箇所	新居地区	中長期
22	●津波避難施設の滞在時環境の整備（備蓄）  【担当主体】 危機管理課	津波避難施設 5 箇所※に雨具や防寒具等を備蓄し、津波が引かず二次避難ができない状況でも生き延びることができる環境の整備を検討する。  ※避難タワー3 箇所、命山 2 箇所	新居地区	短期
救護所の機能強化				
23	救護所訓練の実施  【担当主体】 健康増進課 こども未来課 高齢者福祉課 湖西病院	3 師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）や救護病院等の医療機関と連携した訓練を年 1 回実施する。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-8 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）(2/6)

No	取組名/ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
避難所運営体制の整備・避難生活の健全化				
24	避難所運営支援体制の充実・強化  【担当主体】 自主防災組織 危機管理課 教育委員会 新居支所	避難所（15箇所）における避難所運営マニュアルを作成し、避難所運営支援体制の充実・強化を図る。	市全域	短期
25	■避難所における生活環境の充実（資機材整備）  【担当主体】 危機管理課 自主防災組織	避難所（15箇所）の生活環境を向上するため資機材の整備・更新を促進する。	市全域	継続実施
26	■避難所となる小・中学校体育館等への空調整備  【担当主体】 教育総務課 危機管理課	小・中学校体育館は、平時における利用に限らず、災害発生時は地域の避難所としても利用されるため、空調の整備を行う。	市全域	中長期
27	■●災害用トイレの確保の促進  【担当主体】 危機管理課 廃棄物対策課	災害時は水洗トイレが機能せず、仮設トイレが行き渡るまでには数日を要し、排せつを我慢することで健康障害を引き起こすことも考えられるため、災害用トイレの確保を促進する。	市全域	中長期
28	●避難所におけるトイレの洋式化  【担当主体】 教育総務課 スポーツ・生涯学習課 保育幼稚園課 静岡県	足腰の弱い高齢者や車いすを使用する身体障がいの方は和式便器ではトイレの使用が困難なため、避難所（15箇所）となる市有及び県有校（園）舎・施設等にあるトイレの洋式化を推進する。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-9 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）(3/6)

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
29	男女共同参画の視点による避難所運営体制の充実 【担当主体】 危機管理課	自主防災組織研修会等で継続的な説明を行い、避難所（15箇所）における避難所運営連絡会メンバーの女性参加率の向上に努める。	市全域	中長期
30	被災動物保護・収容体制の整備 【担当主体】 環境課 危機管理課 教育委員会 新居支所 自主防災組織	避難所（15箇所）における愛玩動物の同行避難受入体制を避難所運営マニュアルに位置付ける。	市全域	短期
31	災害時の健康支援体制の確立 【担当主体】 健康増進課	災害時健康支援マニュアルの見直しを行う。	市全域	短期
要配慮者の支援体制の整備				
32	■重度障がい者への支援促進 【担当主体】 地域福祉課	災害における停電時の電源確保のため、重度障がい者用の人工呼吸器外部電源を整備する。 目標：10台（1台/年）	市全域	中長期
33	■福祉避難所等における要配慮者の生活環境の充実 【担当主体】 地域福祉課	福祉避難所における要配慮者の避難生活用資機材（感染対策用品を含む）の整備を促進する。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-10 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）(4/6)

No	取組名/ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
備蓄スペースの確保				
34	■避難所における防災倉庫の更新 【担当主体】危機管理課 教育委員会	避難所(15箇所)における防災倉庫の容量が足らず、必要な資機材等を確保できていないため、更新時に備蓄スペースの拡充及び備蓄品の充実を図る。	市全域	中長期
35	■避難所以外の備蓄防災倉庫の整備 【担当主体】危機管理課	避難所(15箇所)以外に市の備蓄防災倉庫を整備し、備蓄スペースの拡充を図る。	浸水想定区域外	中長期
36	●民間企業との連携による備蓄 【担当主体】自主防災組織 事業者 危機管理課	自主防災組織の備蓄を民間企業の建物や敷地で保管するための検討を支援する。	市全域	中長期
飲料水・食料等の備蓄の徹底				
37	市民の備蓄の促進(食料及び飲料水) 【担当主体】危機管理課 地域住民	1週間分以上の食料及び飲料水の確保について、ウェブサイト等による案内に加えて、訓練やイベントなどで啓発し、市民の備蓄確保率の向上に努める。	市全域	中長期
38	■市の緊急物資の備蓄 【担当主体】危機管理課	市の緊急物資の備蓄量確保に努める。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-11 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（5/6）

No	取組名/ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
防災倉庫等の整備				
39	●防災倉庫の浸水対策 【担当主体】 自主防災組織 危機管理課	浸水想定区域内にある防災倉庫について、浸水想定区域外への新規設置や、浸水しない高台への移設など浸水対策の検討を行う。	市全域	中長期
40	■自主防災組織の防災倉庫更新・新設に係る補助制度の拡充 【担当主体】 自主防災組織 危機管理課	自主防災組織が所有する防災倉庫の更新・新設に係る補助制度を拡充し、各地区における備蓄品の充実を図る。	市全域	中長期
救援物資受入体制の整備				
41	物資受入体制に関する訓練の実施 【担当主体】 保険年金課 産業振興課 危機管理課	物資対策班等による訓練を実施し、検証を繰り返しながら体制を整備する。また、物資輸送に關係する機関と顔の見える関係を維持し、災害時に迅速に連携できる体制を維持する。また、本市だけでは体制を整えられない場合に備え、広域受援計画を策定し、応援人員や支援物資に関する事前調整を行う。	市全域	短期
42	■救援物資の受入体制の構築 【担当主体】 保険年金課 産業振興課 危機管理課	災害時情報共有システムにおける救援物資管理機能を活用し、救援物資を受け入れる際に既存の備蓄品を含めた一元的な管理が行える体制の構築を図る。	市全域	短期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-12 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（6/6）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
避難所運営に関する事前検討				
43	●個人ができることの検討 【担当主体】 地域住民 自主防災組織	個人が避難所運営で協力できることを平時から考えておく。	市全域	継続実施
44	●避難所運営に向けた事前検討 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	女性への配慮や中高校生との連携なども踏まえた避難所運営の事前検討や運営訓練の実施。	市全域	継続実施
45	●避難所の備蓄物資の確認 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	避難所に備蓄されている物資等を事前に確認する。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

### 3)取組方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり

表 6-13 事業・事務リスト（方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり）(1/3)

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
広域支援の受入体制の強化				
46	■広域受援体制の強化 【担当主体】 危機管理課	広域受援計画を策定するとともに、計画の実効性を高めるための見直しを行う。	市全域	継続実施
地域やボランティアとの連携強化				
47	災害ボランティアの連携強化 【担当主体】 スポーツ・生涯学習課 危機管理課	災害ボランティア団体との共同訓練を年1回以上実施する。	市全域	継続実施
被災者の迅速な生活再建の支援				
48	被災者の住宅確保（応急建設住宅等） 【担当主体】 建築住宅課	建設型応急住宅等について静岡県第4次地震被害想定又は被害状況により算出された必要戸数を確保する。	市全域	中長期
49	■被災者の生活再建支援体制の確保（情報システム） 【担当主体】 危機管理課 税務課 地域福祉課	住家被害認定調査及び罹災証明書発行等の被災者生活再建支援業務の効率化を目的としたシステムを導入・更新するとともに、研修や訓練によりシステムの操作方法等についての理解に努める。	市全域	継続実施
50	住家被害認定調査研修及び罹災証明書発行訓練の実施 【担当主体】 税務課 危機管理課	県が主催する住家被害認定調査研修への参加及び罹災証明書発行訓練を年1回実施する。	市全域	継続実施
51	■地震保険加入の普及促進 【担当主体】 地域住民 危機管理課	地震保険は地震による被害を受けた際に生活再建の支えとなるため、ウェブサイト等での周知により保険加入の普及促進を図る。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-14 事業・事務リスト（方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり）(2/3)

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
災害廃棄物などの処理体制の構築				
52	■災害廃棄物処理体制の構築（研修会） 【担当主体】 廃棄物対策課	県が主催する災害廃棄物処理に関する研修会に年1回以上参加する。	市全域	継続実施
53	■災害廃棄物処理体制の構築（資機材整備） 【担当主体】 廃棄物対策課	廃棄物処理計画に位置付けている災害廃棄物仮置場候補地の地区区分（6地区）について、各地区1箇所分の運営に必要な資機材を整備する。	市全域	短期
54	■災害廃棄物処理体制の構築（仮置場の整備） 【担当主体】 廃棄物対策課	災害廃棄物の仮置き場を新たに整備し、処理体制の確保に努める。	浸水想定区域外	中長期
ライフライン、事業所等の事業継続の強化				
55	事業所の防災対策の促進 【担当主体】 予防課 事業者	地震防災対策強化地域にある事業所や施設を管理・運営する者が作成する地震防災応急計画を策定する。	市全域	短期
地域の迅速な復旧、復興の推進				
56	■事前復興まちづくり計画の策定 【担当主体】 都市政策課	災害時に迅速かつ的確な復興を進めることができる安全で災害に強いまちづくりを実現するために事前復興まちづくり計画を策定する。	市全域	中長期
57	■地籍調査の促進 【担当主体】 土木課	災害からの迅速な復旧・復興を図るため、津波浸水想定区域内における市街化区域の地籍調査を促進する。	浸水想定区域内	中長期
遺体への適切な対応				
58	遺体の適切な対応の促進 【担当主体】 環境課	遺体処理計画の見直しを行う。	市全域	短期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-15 事業・事務リスト（方針③　迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり）(3/3)

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
59	広域火葬共同運用体制による訓練の促進 【担当主体】 環境課	県が主催する広域火葬訓練に年1回以上参加する。	市全域	継続実施
救援物資受入体制の整備				
60 <u>再掲</u> 41	物資受入体制に関する訓練の実施 【担当主体】 保険年金課 産業振興課 危機管理課	物資対策班等による訓練を実施し、検証を繰り返しながら体制を整備する。また、物資輸送に關係する機関と顔の見える關係を維持し、災害時に迅速に連携できる体制を維持する。また、本市だけでは体制を整えられない場合に備え、広域受援計画を策定し、応援人員や支援物資に関する事前調整を行う。	市全域	短期
復旧・復興に関する事例の紹介				
61	●過去の災害時における復旧・復興に関する事例の紹介 【担当主体】 地域住民 自主防災組織 危機管理課	東日本大震災や過去の災害における復旧・復興の事例を事前に知ることで、被災した時に実践できるような体制の構築に努める。	市全域	中長期
応援者の集結・活動スペースの確保				
62	緊急消防援助隊や広域緊急援助隊の活動スペースの確保 【担当主体】 危機管理課 警防課	緊急消防援助隊や警察災害派遣隊等の応援者が屋内で活動するための施設が不足しているため、屋内の活動拠点整備を検討する。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

#### 4)取組方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり

表 6-16 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）(1/8)

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
住宅等の耐震化				
63 再掲 7	■住宅の耐震化の促進 【担当主体】 地域住民 建築住宅課	ウェブサイト等で耐震減災化推進事業を案内するなど、住宅の耐震化率向上に努める。	市全域	中長期
64	■家庭内の地震対策の促進（家具固定） 【担当主体】 地域住民 危機管理課	広報紙やウェブサイト等での周知や高齢者世帯を対象とした無料の家具固定を案内することで、家庭における家具類の固定を促進する。	市全域	中長期
公共建築物等の耐震化				
65	避難所となる市有及び県有校（園）舎・体育館等の耐震化の推進 【担当主体】 教育総務課 スポーツ・生涯学習課 保育幼稚園課 静岡県	避難所（15箇所）となる市有及び県有校（園）舎・体育館等の耐震化を進める。	市全域	中長期
66	市有公共建築物（避難所となる施設を除く）の耐震化 【担当主体】 各課	市有公共建築物（避難所となる施設を除く）の耐震化を進めます。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-17 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）(2/8)

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
公共構造物等の耐震化				
67	■橋の耐震化の推進 【担当主体】 都市政策課 土木課	耐震化が必要な 5 橋（跨線・市緊急輸送路）について、耐震化を推進する。	市全域	中長期
68	■下水道施設等の耐震化の推進及び下水道事業の早期復旧 【担当主体】 上下水道課	下水道施設の耐震化対策や、新居浄化センターにおいては津波対策を併せて検討する。また、業務継続計画（BCP）の見直し等により早期復旧体制の整備に努める。	市全域	中長期
69	■上水道施設等の耐震化の推進 【担当主体】 上下水道課	大規模災害時に市民生活や都市機能を維持するため、上下水道施設の耐震化を推進する。	市全域	中長期
津波対策施設の整備				
70	南海トラフ地震による津波に対して更なる安全度の向上を図る「静岡モデル」の推進 【担当主体】 静岡県 危機管理課 都市政策課	静岡県と湖西市で平成 27 年 3 月に策定した「静岡モデル推進検討会（湖西市）」中間報告に位置付けられる津波防災地域づくりに関する取組の検討を進め、報告書の改訂版を策定する。	市全域	中長期
津波に備える体制の整備・持続化				
71	津波避難施設の長寿命化の推進 【担当主体】 危機管理課	津波避難施設（避難タワー※）の長寿命化計画を策定する。 ※新居弁天わんぱくランド・日ヶ崎地区・高師山地区津波避難タワー	新居地区	短期
72	■立地適正化計画における防災指針の策定 【担当主体】 都市政策課	立地適正化計画において防災指針を策定し、住みやすく災害に強いまちづくりの検討を促進する。	市全域	短期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-18 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）(3/8)

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
土砂災害防止施設等の整備				
73	■避難所や津波避難場所である高台等を保全する土砂災害防止施設等の整備 【担当主体】 危機管理課 土木課 静岡県	土砂災害警戒区域にある避難所（新居小学校、浜名特別支援学校、東小学校）や白須賀地区における津波避難場所の高台につながる避難路等を保全する土砂災害防止施設の整備を推進する。	新居地区 白須賀地区 新所地区	中長期
緊急輸送路等の整備				
74	■緊急輸送路の整備・補修の推進 【担当主体】 都市政策課 土木課	道路啓開が人命救助や被災者支援等に不可欠であることから、道路啓開体制を強化するために、緊急輸送路の整備や補修等による強靭化を推進する。	市全域	中長期
75	■都市計画道路の整備の推進 【担当主体】 都市政策課 土木課	災害に強い幹線道路を整備することで道路啓開体制を強化するため、市街化区域内において都市計画決定されている都市計画道路の整備を推進する。	市全域	中長期
76	■緊急輸送路等沿道のブロック塀の撤去・改善等の促進 【担当主体】 地域住民 建築住宅課	緊急輸送路等沿道の危険なブロック塀の撤去・改善等を促進する。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-19 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）(4/8)

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
防災拠点等の強化				
77	防災拠点施設のガラス飛散防止措置の実施 【担当主体】 スポーツ・生涯学習課	防災拠点施設のうち、市所有の避難所（13 施設）のガラス飛散防止措置を実施する。	市全域	中長期
78	■防災拠点における非常用電源の整備 【担当主体】 各課	ライフラインの維持、情報収集・発信、事業継続の点から防災拠点施設（35 施設）における非常用電源の整備を促進する。	市全域	中長期
79	公用防災資機材の整備 【担当主体】 各課	公用防災資機材の整備を行う。	市全域	継続実施
80	業務継続計画（BCP）の策定、見直し 【担当主体】 総務課 各課	業務継続計画（BCP）の策定及び見直しを行う。	市全域	継続実施
81	災害対策本部運営訓練の実施 【担当主体】 危機管理課	災害対策本部運営訓練を年 1 回実施する。	市全域	継続実施
82	災害対策本部機能の強化 【担当主体】 危機管理課 消防総務課 警防課	令和 8 年 4 月に運用を開始する消防防災センター建設に伴い、災害対策本部及び災害対策本部会議室等の機能強化を図る。	市全域	短期
83	救護所、救護病院等の資機材の整備・更新 【担当主体】 健康増進課	医療救護計画に基づき、救護所等の資機材の整備・更新を行う。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-20 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）(5/8)

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
災害時における情報収集・連絡体制の強化				
84	■災害対策本部における情報システム機能の強化 【担当主体】 危機管理課 消防総務課	令和8年4月に運用を開始する消防防災センター建設に伴い、災害用テレビ会議システムや情報用端末等を整備し、情報システム機能の強化を図る。	市全域	短期
85	■災害時情報共有システムの導入 【担当主体】 危機管理課 消防総務課	災害対策本部と各対策班との情報共有システムを導入し、災害時の情報共有体制を強化する。	市全域	短期
86	■被災者支援システムの導入 【担当主体】 危機管理課 教育委員会 新居支所	避難所における避難者を一元管理する被災者支援システムを導入し、迅速な支援や安否確認、避難所運営の効率化等が行える体制の構築を図る。	市全域	中長期
87	通信指令装置及び消防救急デジタル無線システム更新 【担当主体】 警防課	令和8年4月に運用を開始する消防防災センター建設に伴い、通信指令装置及び消防救急デジタル無線システムを更新する。	市全域	短期
88	情報収集体制の強化 【担当主体】 危機管理課	ドローンによる情報収集体制の構築に向けて協定の締結数の増加に努める。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-21 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）(6/8)

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
消防力の充実・強化				
89	消防防災センターの整備 （令和8年4月運用開始）  【担当主体】 消防総務課 危機管理課 DX推進課	コミュニティ消防センターとして、備蓄・資機材保管及び展示・防災教育施設の機能を備えた、消防防災センターを整備する。（施設の耐震化、サーバー室・デジタル技術の機能強化）	市全域	継続実施
90	消防本部の広域化の推進  【担当主体】 消防総務課	静岡県消防広域化推進計画に基づき、浜松市と発足している西遠地域消防救急広域化協議会にて継続的に検討を行い、広域化を実現する。	市全域	中長期
91	警防・救急・救助体制の整備の促進  【担当主体】 警防課	救急出動件数増加及び救急隊員のうち1名以上は救急救命士が搭乗することから、救急救命士（24名）を確保する。	市全域	中長期
92	■耐震性貯水槽整備の促進  【担当主体】 消防総務課	耐震性貯水槽整備計画に基づき、市街地、準市街地の未包含地域及び林野火災対策等に設置が必要と定められた数の耐震性貯水槽を整備する。	市全域	中長期
93	■常備消防用防災資機材の整備  【担当主体】 警防課 消防署	消防力の整備指針に基づいて算定した消防ポンプ数を更新計画に基づいて整備する。	市全域	中長期
94	■消防団用防災資機材の整備  【担当主体】 消防総務課	消防団の地域に密着した即時対応力と動員力は災害時に重要なため、消防団の整備基準及び消防計画に基づき算定した充足率を維持できるように防災資機材の整備を促進する。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-22 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）(7/8)

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
95	■自主防災組織の可搬ポンプ倉庫更新・新設及び可搬ポンプ整備に係る補助制度の拡充 【担当主体】 自主防災組織 危機管理課	自主防災組織の可搬ポンプ倉庫更新・新設及び可搬ポンプ整備に係る補助制度を拡充し、発災直後の初期消火における体制の構築を図る。	市全域	中長期
96	■感震ブレーカー設置の促進 【担当主体】 地域住民 危機管理課	広報紙やウェブサイト等で補助制度の周知を図り、各家庭における感震ブレーカーの設置を促進する。	市全域	中長期
避難所運営体制の整備・避難生活の健全化				
97	避難所の天井落下防止 【担当主体】 スポーツ・生涯学習課	市が所有する避難所（13施設）における天井等落下防止の対策を実施する。	市全域	中長期
空き家対策				
98	●空き家に係る管理 【担当主体】 各課 地域住民	湖西市空き家等対策計画に基づき、適切に管理されていない空き家等の是正処理、又は利活用の促進に努める。	市全域	中長期
農業用ため池の耐震化等の推進				
99	農業用ため池の耐震化等の推進 【担当主体】 産業振興課	築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池について、県と連携し点検を実施するとともに、その結果に基づく対策を推進する。	市全域	中長期
農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理				
100	耕作組合等による農地・地域資源の適切な管理 【担当主体】 産業振興課	農地・農業水利施設等の地域資源の管理は、地域コミュニティによる取組を主体とし、多面的機能支払交付金の周知等を図り支援を行う。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-23 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）(8/8)

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
漁港の復旧				
101	漁港の復旧 【担当主体】 産業振興課	漁港（鷲津、入出、浜名）を拠点に救難艇や物資輸送船を着岸できるよう、湾岸・離岸堤の整備施策の検討を行う。	鷲津地区 入出地区 新居地区	中長期
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
自宅の安全対策（家具固定等）				
102	●室内の安全対策 【担当主体】 地域住民	家具固定やガラス飛散防止対策等により、室内の安全対策を図る。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

## 5)取組方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進

表 6-24 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）(1/10)

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
家庭内の地震対策				
103 <u>再掲</u> <u>64</u>	■家庭内の地震対策の促進（家具固定） 【担当主体】 地域住民 危機管理課	広報紙やウェブサイト等での周知や高齢者世帯を対象とした無料の家具固定を案内することで、家庭における家具類の固定を促進する。	市全域	中長期
104 <u>再掲</u> <u>8</u>	■家庭内の地震対策の促進（耐震シェルター） 【担当主体】 地域住民 建築住宅課	広報紙やウェブサイト等で補助制度の周知を図り、耐震シェルターの設置を促進する。	市全域	中長期
105 <u>再掲</u> <u>9</u>	■家庭内の地震対策の促進（防災ベッド） 【担当主体】 地域住民 建築住宅課	広報紙やウェブサイト等で補助制度の周知を図り、防災ベッドの設置を促進する。	市全域	中長期
津波から逃げる環境の整備				
106	災害時における避難行動の理解の促進 【担当主体】 危機管理課 地域住民	ハザードマップ（津波・土砂災害）の全戸配布や転入者等に対する窓口配布により、自身の居住地域における災害リスクを理解している市民の割合の増加に努める。	市全域	継続実施
地震・津波に備える体制の整備・持続化				
107	災害時の情報伝達の強化・促進（戸別受信機） 【担当主体】 危機管理課 地域住民	同報無線のデジタル化に伴う戸別受信機の普及を促進する。 ※補助制度は令和6年度に終了	市全域	短期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-25 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）(2/10)

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
108 <u>再掲</u> 51	■ 地震保険加入の普及促進 【担当主体】 地域住民 危機管理課	地震保険は、地震による被害を受けた際、生活再建の支えとなるため、ウェブサイト等により保険加入の普及促進を図る。	市全域	中長期
消防力の充実・強化				
109	地域の消防力の確保 【担当主体】 消防総務課	条例定数(325人)に対する消防団員を確保する。	市全域	中長期
110 <u>再掲</u> 96	■ 感震ブレーカー設置の促進 【担当主体】 地域住民 危機管理課	広報紙やウェブサイト等で補助制度の周知を図り、各家庭における感震ブレーカーの設置を促進する。	市全域	中長期
111 <u>再掲</u> 95	■ 自主防災組織の可搬ポンプ倉庫更新・新設及び可搬ポンプ整備に係る補助制度の拡充 【担当主体】 自主防災組織 危機管理課	自主防災組織の可搬ポンプ倉庫更新・新設及び可搬ポンプ整備に係る補助制度を拡充し、発災直後の初期消火における体制の構築を図る。	市全域	中長期
自主防災組織の活性化				
112	■ 地域の防災活動を支える人材の育成(地域住民) 【担当主体】 危機管理課 地域防災指導員	地域防災指導員の活動をとおして、地域の防災活動を支える人材の育成を図る。	市全域	継続実施
113	■ 地域の防災活動を支える人材の育成(地域防災指導員) 【担当主体】 危機管理課 自主防災組織	自主防災組織を対象とした研修会等で継続的に地域防災指導員の活動等について説明を行うことで認知度の向上を図り、増員が図られるよう努める。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-26 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（3/10）

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
114	■地域の防災活動を支える人材の育成（静岡県ふじのくに防災士） 【担当主体】 危機管理課	地域防災指導員における静岡県ふじのくに防災士認定者の割合を増やす。	市全域	短期
115	■自主防災組織における資機材整備の促進 【担当主体】 自主防災組織 危機管理課	市からの補助金交付等により、自主防災組織（全 61 組織）の資機材整備を促進する。	市全域	短期
116	■地区防災計画の作成 【担当主体】 自主防災組織 危機管理課 地域防災指導員	自主防災組織における地区防災計画の作成について、地域防災指導員と連携した支援を行い、地域の防災力向上を図る。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-27 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（4/10）

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
市民等の防災意識の高揚、防災教育の充実				
117	男女共同参画の視点からの防災体制の推進 【担当主体】 危機管理課 市民課 自主防災組織	自主防災組織への参加案内等を行うことにより、自主防災組織（全 61 組織）の女性防災講座参加率の向上を図る。	市全域	短期
118	■市民・事業所等の防災意識高揚の促進（出前講座・啓発活動） 【担当主体】 危機管理課 予防課 警防課 地域防災指導員 地域住民 事業者	危機管理課による大規模災害への備えや災害図上訓練、警防課による応急手当教室、予防課による火災予防教室などの出前講座の実施、啓発活動等により市民や事業所等の防災意識の高揚を図る。	市全域	継続実施
防災訓練の充実・強化				
119	防災訓練の充実・強化（自主防災組織） 【担当主体】 自主防災組織 危機管理課	自主防災組織（全 61 組織）において、年 1 回以上防災訓練を実施する。	市全域	継続実施
120	防災訓練の充実・強化（中高生） 【担当主体】 危機管理課 自主防災組織 地域住民	市内の中学校・高校に防災訓練への参加促進を行い、中高生の参加率向上を図る。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-28 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（5/10）

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
要配慮者の避難体制の整備				
121 <u>再掲</u> 10	■避難行動要支援者の避難支援体制の構築 【担当主体】 地域福祉課 危機管理課 自主防災組織 地域住民	災害時に自力で避難することが困難な要配慮者（高齢者や障がい者等）が安全に避難できるように、一人一人の状況に合わせた個別避難計画の作成を促進する。	市全域	中長期
122 <u>再掲</u> 11	■要配慮者の避難訓練の充実・促進 【担当主体】 地域福祉課 高齢者福祉課 危機管理課 自主防災組織 地域住民	優先度が高い要配慮者（高齢者や障がい者等）の個別避難計画に基づいた避難訓練を年1回実施する。	市全域	継続実施
123 <u>再掲</u> 12	要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推進 【担当主体】 事業者 危機管理課	津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設等）において避難確保計画の作成を推進する。	浸水想定区域内	短期
避難所運営体制の整備・避難生活の健全化				
124	公立学校の防災体制の強化・推進 【担当主体】 学校教育課	学校と地域が連携した防災教育及び防災管理体制の充実を図るため、毎年全ての学校（園）を対象として、中学校区ごとに年1回以上防災教育推進のための連絡会議を開催する。	市全域	継続実施
要配慮者の支援体制の整備				
125	市内在住外国人を対象とした防災研修の実施 【担当主体】 市民課 地域住民	市内在住外国人を対象とした防災研修（出前講座等）を年1回以上実施する。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-29 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）(6/10)

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
126	災害時における観光客等に対する安全確保 【担当主体】 文化観光課	災害直後の避難に加え、帰宅困難となる市外からの観光客等に対して、避難所への誘導や帰宅までの対応について関係各所と調整を図りながら指針を策定する。	市全域	中長期
飲料水・食料等の備蓄の徹底				
127 <u>再掲</u> 34	■避難所における防災倉庫の更新 【担当主体】 危機管理課 教育委員会	避難所(15箇所)における防災倉庫の容量が足らず、必要な資機材等を確保できていないため、更新時に備蓄スペースの拡充及び備蓄品の充実を図る。	市全域	中長期
128 <u>再掲</u> 37	市民の備蓄促進(食料及び飲料水) 【担当主体】 危機管理課 地域住民	1週間分以上の食料及び飲料水の確保について、ウェブサイト等による案内に加えて、訓練やイベントなどで啓発し、市民の備蓄確保率の向上に努める。	市全域	中長期
地元企業との連携				
129	●地元企業と連携した取組の促進 【担当主体】 地域住民 事業者 危機管理課	地元企業と自治会・市が協定を締結し、企業の建物を災害時の一時避難場所や津波避難場所として活用する取組を促進・支援する。また、訓練の共同開催など災害時だけでなく平時の取組に関する連携強化を図る。	市全域	中長期

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-30 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）(7/10)

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
平時の情報共有・情報発信				
130	●防災に関する相談体制の構築 【担当主体】 危機管理課	令和8年度稼働予定の消防防災センター等を活用し、市民からの防災に関する相談への対応体制を構築する。	市全域	短期
131	●広報活動による防災意識の高揚 【担当主体】 危機管理課	ウェブサイトや広報紙などで市の防災に係る取組や自主防災組織等の活動事例に関する情報発信、自助・共助の取組に関する啓発活動を行い、市民の意識の高揚を図る。	市全域	短期
家庭や地域での備蓄促進				
132 <u>再掲</u> <u>36</u>	●民間企業との連携による備蓄 【担当主体】 自主防災組織 事業者 危機管理課	自主防災組織の備蓄を民間企業の建物や敷地で保管するための検討を支援する。	市全域	中長期
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
要配慮者対策				
133 <u>再掲</u> <u>14</u>	●近隣住民による助け合いの関係づくり 【担当主体】 地域住民 自主防災組織	近隣で避難支援等が必要な要配慮者を日頃から把握し、平時の声掛けや訓練を通じたつながりをつくる。	市全域	継続実施
134 <u>再掲</u> <u>15</u>	●自主防災組織等による要配慮者の把握と災害時の避難支援 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	自主防災組織や自治会、隣組等の単位で、地域の要配慮者を把握し、災害時には避難支援を行える体制をつくる。	市全域	継続実施

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-31 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）(8/10)

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
135 <u>再掲</u>	●要配慮者の避難方法の事前検討 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	要配慮者の避難方法・支援について、訓練等を通じて地域で事前に検討する。	市全域	継続実施
18				
個人・地域での避難方法の検討				
136 <u>再掲</u>	●地域の避難ルール・避難手段の検討 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	自治会等で避難する際のルールや手段を事前に検討する。	市全域	継続実施
16				
137 <u>再掲</u>	●避難先・避難路の検討や夜間・悪天候時の避難対策 【担当主体】 地域住民	自宅や外出先から避難場所までの安全な経路を事前に検討する。また、夜間や雨天時に発災した際の安全な避難方法について検討する。	市全域	継続実施
17				
避難施設等の平時の活用				
138 <u>再掲</u>	●避難施設等の平時の利活用 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	平時から命山や津波避難タワーをイベントや防災訓練などで活用し、発災時にスムーズに避難できるようにする。	新居地区	継続実施
19				
家庭や地域での備蓄促進				
139	●非常時の電源確保 【担当主体】 地域住民 自主防災組織	蓄電池を所有する世帯の把握や町内会・自治会単位で発電機を整備するなど、非常時の電源確保に務める。	市全域	—
自宅の安全化（家具固定等）				
140 <u>再掲</u>	●室内の安全対策 【担当主体】 地域住民	家具固定やガラス飛散防止対策等により、室内の安全対策を図る。	市全域	継続実施
102				

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-32 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）(9/10)

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
家族の安否確認				
141	● 安否確認手段の確保 【担当主体】 地域住民	災害時の家族等との安否確認に向けて、災害用伝言ダイヤル171 や WEB171 などの連絡手段を事前に検討・習得する。	市全域	継続実施
意識啓発				
142	● いち早く「逃げる」ための意識啓発 【担当主体】 地域住民 自主防災組織	誰一人取り残さず地域全体として避難行動を起こすための啓発活動を行う。	市全域	—
訓練の実施・周知				
143	● 訓練の参加率向上に向けた取組 【担当主体】 地域住民 自主防災組織	市内外での好事例を参考に、親子や子どもたちが楽しく参加できる訓練を企画するなどして、訓練のマンネリ化を解消し、参加率の向上に努める。	市全域	—
144	● 要配慮者が参加できる訓練の実施 【担当主体】 地域住民 自主防災組織	身体障がい者や高齢者等の要配慮者も参加できる訓練を企画・実施する。	市全域	—
145	● 若い世代の訓練参加の促進 【担当主体】 地域住民 自主防災活動	小中高生との合同訓練など、若い世代を巻き込んだ訓練を実施し、発災時に若い世代が地域住民を巻き込んで避難できる体制の構築に努める。	市全域	—

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

表 6-33 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（10/10）

No	取組名／担当主体	取組内容	事業位置	期間
146 再掲 <u>20</u>	■●実効性のある避難訓練の実施 【担当主体】 自主防災組織 地域住民 危機管理課	浸水想定区域内の地区においては、津波到達時間内※に避難場所まで逃げられるか、浸水想定区域外の地区においては、災害リスクの低い避難経路を選択できているかなど、成果が見えるような実効性の高い訓練の企画・検討及び実施に努める。 ※地震発生から 24 分で沿岸部の既存堤防・バイパスを越える想定	浸水想定区域内	中長期
共助の体制づくり				
147	●市内での共助の体制構築 【担当主体】 地域住民 自主防災組織	被災地域の避難者を被害の小さい地域で受け入れるための体制づくりに向けた検討を進める。	市全域	—
148	●人材バンクの登録と支援体制の構築 【担当主体】 地域住民 自主防災組織	重機所持者や看護師等の有資格者に関する人材バンクをつくり、災害時の支援体制を構築する。	市全域	継続実施
自主防災組織の活性化				
149	●自主防災組織の継承に向けた体制構築 【担当主体】 地域住民 自主防災組織	自主防災組織の活性化や担い手の確保に向けて、活動紹介等の情報発信を積極的に行い、組織としての取組が継承される体制づくりを進める。	市全域	—

■：防潮堤整備の代替事業、●：市民意見

### (3) 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023

静岡県が実施する事業・事務は、静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023 に示されています。

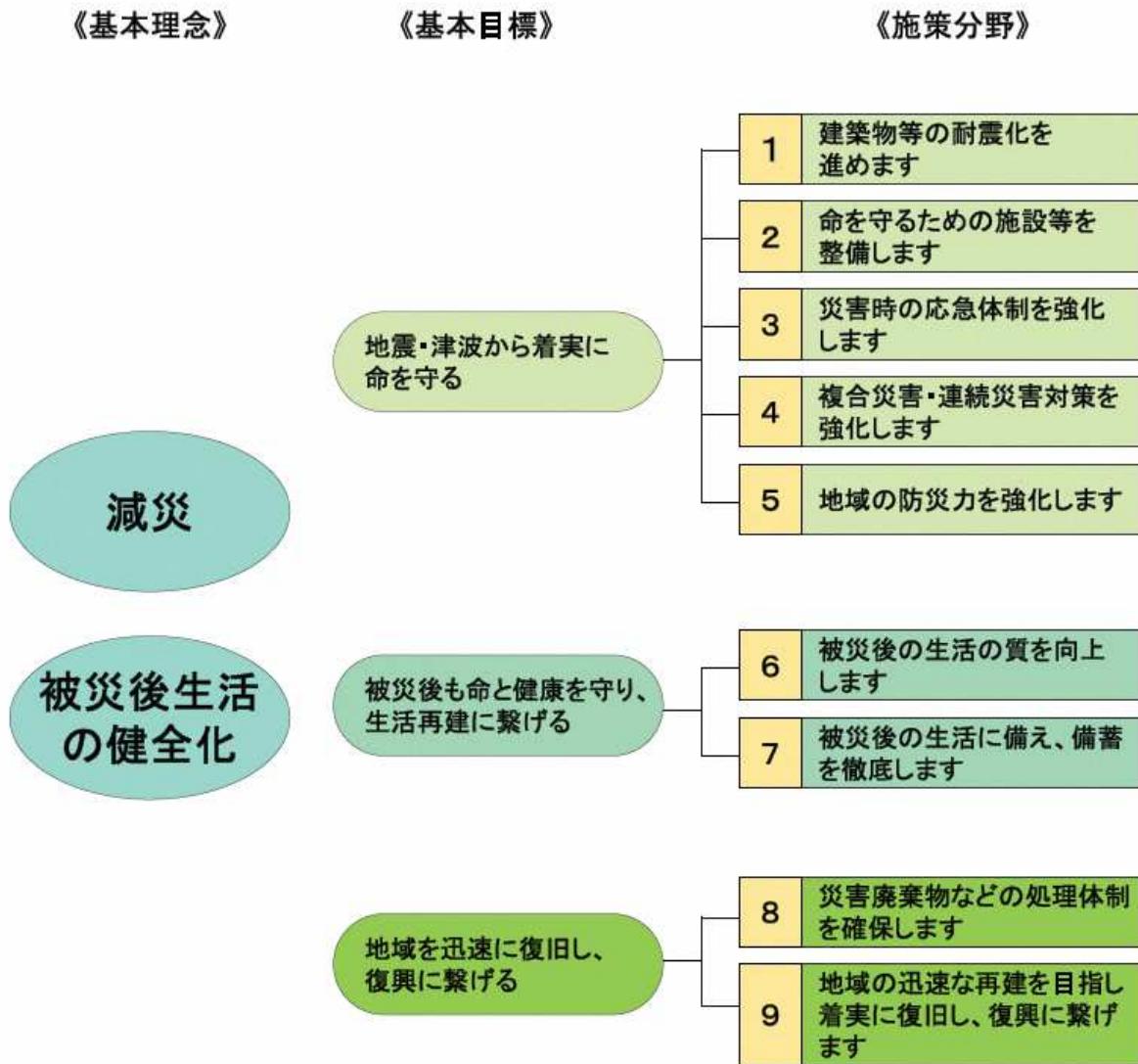


図 6-2 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023 の施策体系

出典：静岡県ウェブサイト  
<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/1052710.html>



## 第7章. 推進計画の実現に向けた今後の進め方

本章では、推進計画における基本方針の実現に向けた推進体制、今後の計画の見直しと更新について示します。

### 第1節. 推進体制

推進計画の見直しについては、各関係者が協力して推進計画における地震・津波対策の実現を目指します。また、検討体制については協議会を引き続き活用しながら、関係者間で必要に応じて協議を重ねていきます。

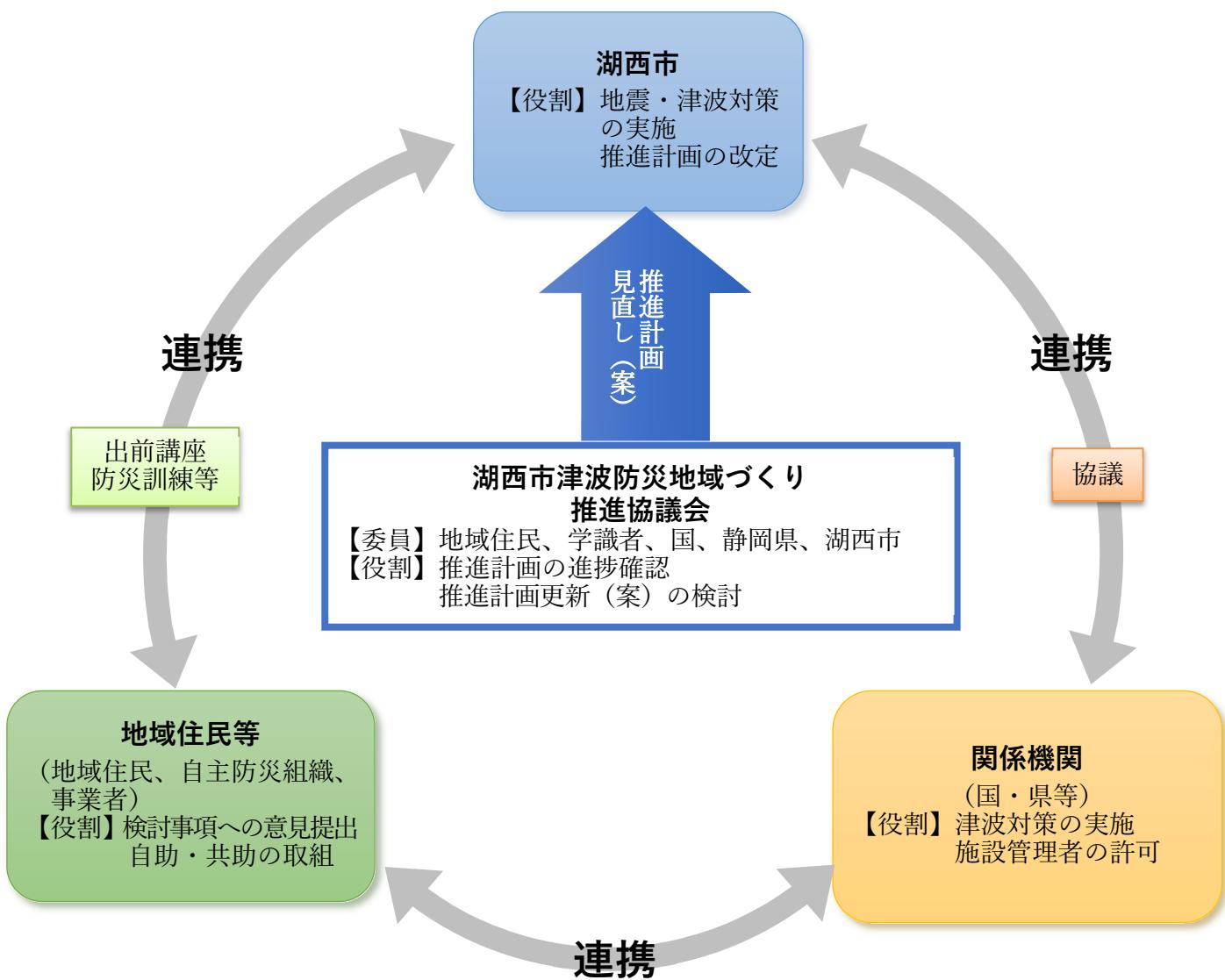


図 7-1 推進計画実現に向けた推進体制

## 第2節. 計画の見直しと更新

推進計画は、本市における津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本方針や施策等について、体系的に取りまとめたものであり、事業・事務の進捗状況やまちづくり、土地利用の動向などに応じて定期的に見直す必要があります。

また、計画策定に係る検討の中で参考とした地震・津波に関する被害想定や関連計画の更新等、津波防災地域づくりに係る新たな展開がある場合にも適宜見直しを図るものとします。

### 【計画の見直しを検討するタイミング】

- ① 事業・事務の進捗状況やまちづくり・土地利用の動向に大きな変化があった場合
- ② 関連計画の見直しが実施され、津波防災地域づくりの方針が大きく変わった場合
- ③ 県から第5次地震被害想定が発表された場合
- ④ 篤志家による数百億円規模の多額の寄附など、状況の変化があった場合
- ⑤ その他、津波防災地域づくりに係る新たな展開が起きた場合

また、上記の見直しタイミングだけでなく、第2版策定から5年後（令和12年度末）を目途に、計画全体の見直しを図るものとします。

今後は、市民に対して推進計画の周知を行いながら、「計画に基づいた事業・事務の着実な実施」、「事業・事務の進捗状況の定期的な確認・検証」、「事業の追加や事業内容の変更」、「推進計画の見直し」というPDCAサイクルを実施し、基本方針である「みんなでつくろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI」の実現に向けて取組を推進していきます。



図 7-2 PDCAサイクルによる推進計画実現のイメージ